

令和4年7月28日 環境委員会追加資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）川崎港長期構想の改訂に向けた検討状況について

追加資料 民有護岸等の維持管理及び耐震化に関する取り組み

港 湾 局

民有護岸等の維持管理及び耐震化に関する取り組み（①維持管理について）

国の取り組み

市の取り組み

港湾の施設について、老朽化に伴う維持・更新費用の増大が見込まれることから、「**予防保全型**」の考えを導入した**計画的な維持管理**に転換していくことが求められるようになった。

平成18年 港湾法改正

- 技術基準対象施設（民有護岸等も含む）は、**維持管理計画等に基づき、適切に維持される必要がある**旨が規定。（第56条の2の2）

平成19年～ 市有港湾施設の維持管理計画策定

- 川崎市が管理する護岸や岸壁等の維持管理計画を順次策定。

平成23年3月 東日本大震災発生

平成25年 港湾法改正

①維持管理

- 技術基準対象施設（民有護岸等も含む）の**点検方法の明確化**が規定。（第56条の2の2）
- 民有護岸等の維持管理に対し、**港湾管理者が勧告、報告徴収、立入検査**できることが規定。（第56条の2の21、第56条の5）

②耐震化

- 耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する等当該施設の重要性等を勘案し、地震に対する安全性等について詳細に確認する必要があると港湾管理者が判断した場合には、当該施設の詳細な点検の結果の報告を求めることとする旨が規定。（ガイドライン）

平成26年 民有護岸等に対する維持管理状況の報告徴収

港湾法の規定に基づき、川崎港内の民有護岸等の維持管理状況に関する報告を求めるもの。

対象：特定技術基準対象施設を管理する民間事業者（85社）

確認内容：施設の諸元、点検実施状況、維持管理計画の策定状況

平成26年7月 【国港技第24号】

「特定技術基準対象施設の維持管理について」

平成27～29年 民有護岸等に対する維持管理状況の立入検査

実施方法：民間事業所での書類検査及び現場検査

確認内容：施設の諸元、点検実施状況、維持管理計画の策定状況、施設の状態

維持管理計画書策定：14社（16%）

（民有護岸総延長の約11%）

平成30年～令和2年 民有護岸等に対する維持管理状況のヒアリング実施

立入検査を踏まえたフォローアップ。

実施方法：対面等による聞き取り

確認内容：点検実施状況、維持管理計画の策定状況等

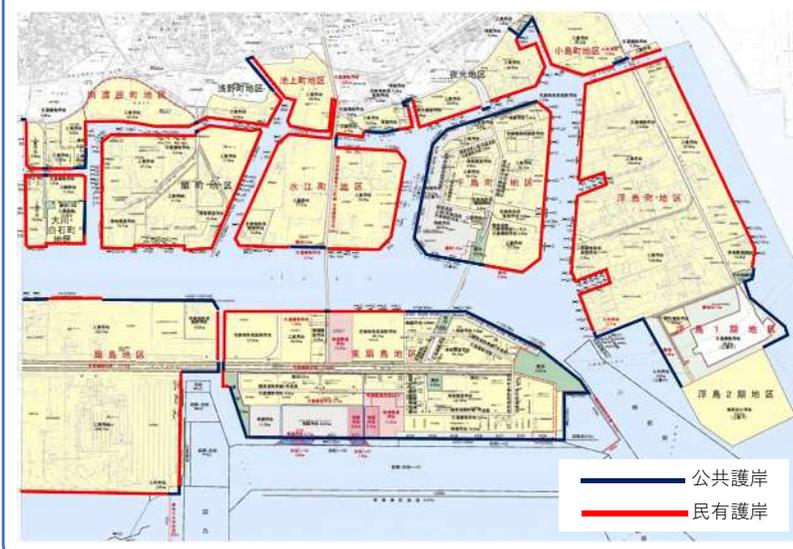
維持管理計画書策定：45社（53%）

（民有護岸総延長の約70%）

以降も維持管理に関する問い合わせ等に随時対応している。

維持管理計画書策定中：9社

川崎港内護岸位置図（公共及び民有）



※【技術基準対象施設】

港湾施設のうち、港湾法施行令第19条に掲げられる施設。（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、移動式施設、旅客乗降用固定施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場）

※【特定技術基準対象施設】

技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして、港湾区域内及び港湾区域外20メートル以内の地域内に存する外郭施設、係留施設、橋梁・トンネル・鉄道及び軌道、固定式荷役機械・軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸。

民有護岸等の維持管理及び耐震化に関する取り組み（②耐震化について）

国の取り組み

平成25年 港湾法改正

①維持管理

- ・ 技術基準対象施設（民有護岸等も含む）の点検方法の明確化が規定。（第56条の2の2）
- ・ 民有護岸等の維持管理に対し、港湾管理者が勧告、報告徴収、立入検査できることが規定。（第56条の2の21、第56条の5）

②耐震化

- ・ 耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する等当該施設の重要性等を勘案し、**地震に対する安全性等について詳細に確認する必要があると港湾管理者が判断した場合には、当該施設の詳細な点検の結果の報告を求め**ることとする旨が規定。（ガイドライン）

耐震改良に係る支援制度

【H26税制改正】

- ・ 法人税の特例措置（特別償却20%）

【H26港湾法改正】

- ・ 無利子貸付制度（国:港管:民=3:3:4）

【H27税制改正】

- ・ 固定資産税の特例措置（5年間課税標準2/3）

【H30税制改正】

- ・ 法人税の特例措置を令和4年度まで延長
- ・ 固定資産税の特例措置を令和4年度まで延長

平成30年4月 【国港海第266号】

「特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特別償却に係る港湾管理者による報告の受理及び証明等について」

※川崎港において、民有護岸等の耐震改良に係る支援制度の利用実績はなし。（令和4年8月現在）

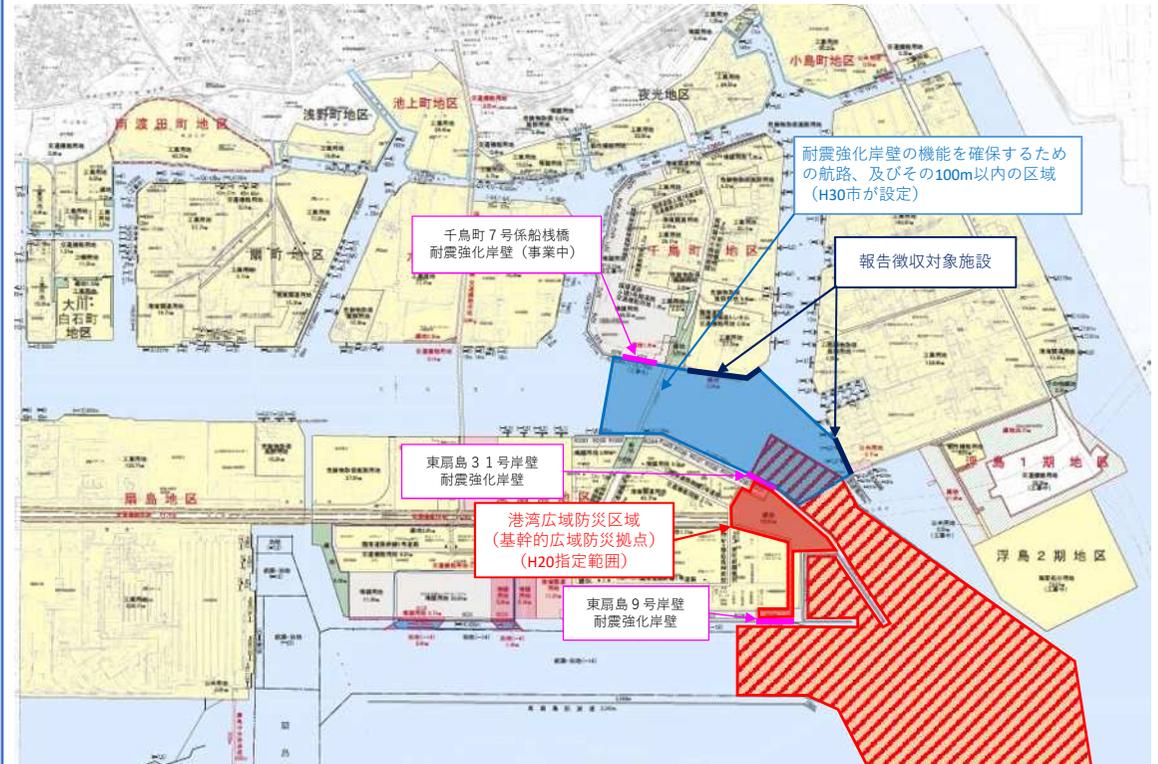
市の取り組み

平成30年 民有護岸等の耐震性に関する報告徴収

対象：港湾計画において大規模地震対策施設として定められている岸壁・棧橋の機能を確保するための航路・泊地から概ね100m以内に存在する護岸等を報告徴収の対象として設定

確認内容：施設の点検状況

- ・ 建設当時の技術基準への適合状況
- ・ 現行の技術基準で求める耐震性の確保状況



※対象施設全てにおいて現行の技術基準で求める耐震性が確保されていることを確認。